

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（根岸住宅地区）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,038,469,796円	2,038,469,796円	100.00%					
賃貸借契約（根岸住宅地区）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	宗教法人宝積寺 神奈川県横浜市磯子区上町7-13 (株)恵光商事 大阪府大阪市福島区吉野5-12-23 ワコーレ吉野ガーデン 神奈川県横浜市中区中村町5-319-3	2020005000693 6120001243877 —	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	10,087,764円	10,087,764円	100.00%					
賃貸借契約（横浜ノース・ドック）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,192,392,365円	1,192,392,365円	100.00%					
賃貸借契約（横浜ノース・ドック）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	日塩(株) 東京都港区海岸3-19-8	3010401021517	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,061,228円	2,061,228円	100.00%					
賃貸借契約（横浜ノース・ドック）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	横浜市 神奈川県横浜市中区本町6-50-10	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	23,794,560円	23,794,560円	100.00%					
賃貸借契約（キャンパス座間）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	10,216,380円	10,216,380円	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（池子住宅地区及び海軍補助施設） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	16,793,868円	16,793,868円	100.00%					
賃貸借契約（池子住宅地区及び海軍補助施設） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	京浜急行電鉄株式会社 神奈川県横浜市区高島一丁目2番8号	7010401009277	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	5,108,712円	5,108,712円	100.00%					
賃貸借契約（鶴見貯油施設） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,893,531,857円	1,893,531,857円	100.00%					
賃貸借契約（相模原住宅地区） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	723,453,996円	723,453,996円	100.00%					
賃貸借契約（相模原住宅地区） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	横浜市水道局 神奈川県横浜市中区本町6-50-10	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	20,045,172円	20,045,172円	100.00%					
賃貸借契約（相模原住宅地区） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	独立行政法人国立病院機構 東京都目黒区東が丘二丁目5番21号	1013205001281	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	16,617,972円	16,617,972円	100.00%					
賃貸借契約（北富士演習場） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,036,259,280円	1,036,259,280円	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（北富士演習場）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	山梨県 山梨県甲府市丸の内1-6-1	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,279,208,572円	3,279,208,572円	100.00%					
賃貸借契約（北富士演習場）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合 山梨県富士吉田市上吉田5605番地3	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	414,498,156円	414,498,156円	100.00%					
賃貸借契約（北富士演習場）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(株)フロンティア技研 山梨県富士吉田市新倉2611番地 (有)仁家 山梨県南都留郡富士河口湖町勝山876番地	8090001010008 4090002012097	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	9,399,396円	9,399,396円	100.00%					
賃貸借契約（北富士駐屯地北富士宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,751,704円	3,751,704円	100.00%					
賃貸借契約（富士射撃場保安用地）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	20,016,972円	20,016,972円	100.00%					
賃貸借契約（IDDN越前岳通信中継所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
賃貸借契約（板妻駐屯地）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（駒門駐屯地電宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—	—				
賃貸借契約（自衛隊静岡地方協力本部）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—	—				
賃貸借契約（自衛隊静岡地方協力本部富士地域事務所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—	—				
賃貸借契約（自衛隊静岡地方協力本部伊東地域事務所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—	—				
賃貸借契約（自衛隊静岡地方協力本部藤枝地域事務所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—	—				
賃貸借契約（自衛隊静岡地方協力本部静岡募集案内所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—	—				
賃貸借契約（自衛隊静岡地方協力本部三島募集案内所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—	—				
賃貸借契約（自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—	—				
賃貸借契約（滝ヶ原駐屯地滝ヶ原宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	御殿場市玉穂財産区御殿場市玉穂支所 静岡県御殿場市茱萸沢750	3000030220052	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,417,412円	2,417,412円	100.00%	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(株)新井清太郎商店 神奈川県横浜市中区尾上町1-8	4020001025271	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	6,006,000円	6,006,000円	100.00%					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部川崎出張所） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(有)三陽会館 神奈川県川崎市川崎区宮本町7-1	7020002097167	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,777,080円	4,777,080円	100.00%					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部横浜出張所） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部小田原地域事務所） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部相模原地域事務所） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部平塚地域事務所） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(株)エム・宣代会館 平塚市代官町9-26	9021001036246	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	6,204,000円	6,204,000円	100.00%					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部横須賀地域事務所） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(有)大峰駐車場 横須賀市若松町3-3	3021002065308	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	6,724,674円	6,724,674円	100.00%					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部藤沢募集案内所） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部市ヶ尾募集案内所） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部上大岡募集案内所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(株)ミツワ 神奈川県横浜市中区上大岡1-17-24	5020001003557	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,356,000円	4,356,000円	100.00%					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部溝ノ口募集案内所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(有)橘屋商店 川崎市高津区溝口2-11-1	1020002089533	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,012,800円	4,012,800円	100.00%					
賃貸借契約（自衛隊神奈川地方協力本部厚木募集案内所）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(株)三成ほていヤビル 厚木市中町2-6-24	7021001019814	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	5,280,000円	5,280,000円	100.00%					
賃貸借契約（横浜駐屯地宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(株)坂本不動産 神奈川県横浜市区保土ヶ谷区岡沢町258 (株)MACHIDA 神奈川県横浜市区戸塚区品濃町946-2	6020001009966 2020001143018	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,528,000円	3,528,000円	100.00%					
賃貸借契約（久里浜駐屯地宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
賃貸借契約（板妻駐屯地宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	15,696,000円	15,696,000円	100.00%					
賃貸借契約（駒門駐屯地宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	55,524,000円	55,524,000円	100.00%					
賃貸借契約（滝ヶ原駐屯地宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	35,316,000円	35,316,000円	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（滝ヶ原駐屯地宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(有)新堀エステート 静岡県御殿場市新橋865 (株)大成エステート 静岡県沼津市岡宮1012-1 (有)富士本屋 静岡県御殿場市中畑1762	9080102007043 9080101025756 5080102007385	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	6,132,000円	6,132,000円	100.00%					
賃貸借契約（自衛隊静岡地方協力本部宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	富士タイセイ工業(株) 静岡県静岡市駿河区高松2-23-37	5080001012338	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,524,000円	1,524,000円	100.00%					
賃貸借契約（自衛隊静岡地方協力本部宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,092,000円	4,092,000円	100.00%					
賃貸借契約（北富士駐屯地宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	芙蓉建設(株) 山梨県富士吉田市下吉田5-15-29	4090001010028	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	15,324,000円	15,324,000円	100.00%					
賃貸借契約（北富士駐屯地宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
賃貸借契約（自衛隊山梨地方協力本部宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
賃貸借契約（横須賀地方総監部宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(有)矢込不動産 神奈川県横須賀市上町3-5	4021002067360	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,760,000円	2,760,000円	100.00%					
賃貸借契約（横須賀地方総監部宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（目黒基地宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—	—				
賃貸借契約（御前崎分屯基地）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	(株)オンテック 愛知県小牧市大字三ツ淵字西之坪1138	3180001075673	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,180,000円	3,180,000円	100.00%					
賃貸借契約（防衛装備庁宿舎）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
賃貸借契約（厚木飛行場周辺）一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	12,698,124円	12,698,124円	100.00%					
賃貸借契約（富士防衛事務所庁舎敷地）	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—					
北富士演習場（8）104移転訓練に伴う簡易トイレ清掃等（北富士演習場）一式	特別調達資金契約等担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和8年4月21日	(有)共和清掃社 山梨県富士吉田市小見見3-13-13	2090002011885	会計法第29条の3第4項 本件業務の資格を有し、仕様書の要件を満たす者が限定されており、契約の性質及び目的が競争を許さないため。	2,565,000円	2,565,000円	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。